

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和2年1月23日（木）午前10時開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

- 1 区制度の検討について
- 2 新たな再編案について

10:00

1 区制度の検討について

◎結論

市民生活課戸籍・住基担当課長から、12月18日提出資料の修正について説明があり、これを聞きおきました。

◎発言内容

◎高林修委員長 それでは、協議事項1、区制度の検討について協議に入ります。

区民生活課及び協働センター等の取り扱い業務について、12月18日の当委員会における質疑、意見を踏まえ、当局から資料の修正がありましたので、当局からまず説明してください。

◎市民生活課戸籍・住基担当課長 前回、12月18日の本特別委員会に提出しました区民生活課及び協働センター等の取り扱い業務についての資料のうち、表紙と別紙2について修正しました。

まず表紙ですが、前回の委員会で取り扱い業務数の集計年度について質問がありました。中段あたり、業務形態の米印の文中に、赤字で令和元年度の文字を挿入しています。表紙については以上です。

続いて、別紙2の取扱件数表です。太田委員から御指摘のあった点で、項目で業務形態（103種・17種）の区別のうち、区民生活課、第1種協働センター及び中区のPRコーナー、北区の鎮玉診療所に横棒が引かれ記載がなかったのですが、これについては、表紙の業務形態で「103種」を届け出と証明書、「17種」を証明書という区別にするとしましたので、区民生活課と第1種協働センターは「103種」、PRコーナー、鎮玉診療所については「17種」というふうに修正しました。

もう一点、修正があります。表の右下の取扱件数合計の総計ですが、前回は121万8268件でしたが、合計で1件落としておりました。1件加えて、最後の桁を9と修正しました。なお、業務個別の件数については、修正ありません。以上が、別紙2の件数表についての修正になります。

続いて、波多野委員からの御指摘で、業務形態103種と言っているが、従来の資料では106種や107種という数字が出ているものがある。この差異は何かというものでした。103種、106種と呼んでいるものは、業務種別の数ですが、法令改正等で届け出、手続等の数は増減いたします。平成29年度は106種ありました。現在は98種となっております。

○高林修委員長 それでは、ただいまの説明について質疑、意見があればお願いいたします。

[質疑・意見なし]

○高林修委員長 それでは、本件は聞きおくことといたします。

10:05

2 新たな再編案について

◎結論

企画調整部次長（企画課長）から、新たな再編案について説明がありました。また、自由民主党浜松から、次回の委員会で、区再編の有無の結論を出すための協議項目、スケジュール等を示すとの提案がありました。

◎発言内容

○高林修委員長 次に、協議事項2、新たな再編案について協議に入ります。

12月18日の当委員会において、当局から新たな再編案の提案があり、継続協議としております。

まず、新たな再編案について、説明資料が提出されましたので、当局から説明してください。

○企画調整部次長（企画課長） 前回の委員会でお示した2区案についての補足説明資料です。

まず、1、再編案ですけれども、西遠と北遠の2区案ということで、こちらは前回の資料と変わっているものではありません。

続いて、2の行政サービス提供体制についてですが、（1）再編後、区役所とならない区役所庁舎、——東、西、南、北、浜北区役所庁舎については、（仮称）行政センターとしまして、引き続き市民サービスを提供していくというものです。（2）区役所組織である福祉事務所、健康づくり課を本庁組織としまして、引き続き区役所庁舎、（仮称）行政センター庁舎に本庁出先機関として設置していくということです。（3）ですが、今回の再編によって効率的な組織体制等をしくことにより、再配置可能職員数は最大115人と試算しているところです。こうした人員をもちまして、人口減少・少子高齢化、それから第4次産業革命など社会経済情勢の変化に伴う行政需要に対応していきたいというものです。

3、市民協働による地域づくりです。まず、（1）協働センターの機能強化のため、再任用職員のかわりに正規職員を配置していくということです。コミュニティ担当職員を中心とした体制で、自治会活動などコミュニティ支援を充実していくということです。また、これに伴い、正規職員35人の増を予定しています。（2）区再編後も、現在区で行われている事業については、地域固有の事業として継続していくということです。（3）区協議会にかわり、7つの地域に協議会を設置していくということで、資料に絵がありますとおり、左側が現在ですが、中区協議会から天竜区協議会まであります。こちらを中地域協議会から北遠の地域協議会ということで、設置していきたいというものです。

最後に、4、北遠地域の特性に応じた地域政策推進体制の強化ということです。担当副市長を北遠地域の区役所に常駐配置しまして、現在の2名体制を3名体制にしていきたいと考えております。

1つ目の所管地域については、北遠地域及び北区の一部の中山間地域を想定しています。また、2つ目の所管事務については、北遠地域の区役所に属する事務に加え、第2次中山間地域振興計画に基づく地域政策に関する事務など、所管地域に関する事務を想定しているというものです。

○高林修委員長 当局からの説明は終わりました。ただいま説明があった資料も含め、新たな再編案

について質疑、意見があれば御発言をお願いいたしますが、委員の皆様をお願いします。

関連した質問であれば結構ですけれども、なるべく一問一答ということできたいと思いますので、その点、御配慮いただきたいと思います。

それでは、質疑、意見があればお願いします。

○太田康隆委員 前回もちょっと触れたのですが、先期までさまざまな議論をしてきた中で、平成29年2月に、当局が区再編の案を2区、3区それぞれ3案ずつ示しました。その中で、最終的にこれが最良ということで3区案、しかもその3区案は最終の住民投票段階では、三方原地区からいろいろな意見が出たことに配慮して、北区を中区に入れたというような修正がありました。したがって、平成29年2月に提案された——これはたたき台として提案されたわけですが、その中から3区を選んで住民投票までかけたということからすると、そこで議論された6つの案の中の最良のものが前回の3区案だったというふうに思っています。

そうすると、今回ここでまた再度——これは基本的に最終案ではないですよ。まだたたき台ですよ。そこをちょっと確認しておきたいのですが、たたき台でいいですか。

○企画調整部次長（企画課長） 結構です。

○太田康隆委員 また今回、たたき台として出された案は、当時、平成29年2月に示された6つの案の中のA案です。もう既に選別して3区案というのを示してきたはずなのに、それがまたここへ戻ったというのはどういうことなのか。そこを教えてください。

○企画調整部長 前回の特別委員会でも新たな再編案について説明した際の資料の中に、基本的な考え方をまとめさせていただきました。ただいま太田委員御指摘のとおり、今回提案しましたのは、たたき台として当時お示した6案のうちの1つの案と同一であると、これは事実です。

ただ、今回は住民投票を経て、その住民投票の結果において再編を行うことへの賛否は拮抗、あるいは当局提案の3区案は反対が多数であったということから、その際検討していた合区を前提とした再編案というのは見直すべきだと考え、現在の区の合区にこだわらず、区域の見直しを含めて柔軟に対応するとしたことは、9月の定例会で市長から御答弁しましたとおりです。その中で、私どもが検討した過程において、ただいま申し上げたように、合区を前提にしたということではなく、地域からの声を踏まえ、そのような案を市民の皆様から住民投票という形で意見を伺う中でも、単独区としたところでも反対が多数であったと、そういう状況もありましたので、私たちが今回の検討で立ち返るべきは、平成19年の指定都市移行後7区の行政体制ではなくて、平成17年7月の12市町村合併による1つの基礎自治体、ここに立ち返るべきだということで検討しました。その中で、当然先ほど申し上げたように、現在の区の合区にこだわらず、区域の見直しを含め検討しましたが、結果においては、今回提案しましたような北遠地域と西遠地域と2つ。一つの浜松、一つの基礎自治体ではありますが、地方自治法の規定に基づいて行政区を設けざるを得ないというのが実態ですので、検討する中で、結果として、今、太田委員が言われたように、たたき台として当時お示した6案の中の1つの案と同一であると、構成としては同一であると、そのように思っております。

○太田康隆委員 合併した平成17年に立ち返るべきだ、一つの浜松だということなのだけれども、当時の合併の経過としては、政令指定都市を目指すということを大前提にした合併であり、その合併協議の中で、政令市へ移行したときの区の数、割り方についても、議論がされた上で合併したと理解しています。したがって、ちょっとそこは議論の余地はある。ここでは言いませんが、ちょっと課題が残ると。

それから、この77万7000人の区と2万9000人の区という人口の配分は明らかに異常な形であると思

ます。あえて77万7000人の区でいいのだとする根拠はどういうことですか。

○企画調整部長 12月の特別委員会でも申し上げましたし、太田委員のほうからお話もありましたとおり、今回の当局提案が最終案とは思っておりません。その中で現在提案している案が、人口配分において異常だという委員の御指摘ですけれども、私どもはこの現在の浜松市の人口規模であれば、また今後の人口動態の見込みを踏まえれば、それは一つの基礎自治体として行政運営が可能であるという認識に至っております。ですから、先ほど来申し上げているとおり、行政区を前提として人口配分を考えて提案しているのではなく、一つの80万人という基礎自治体の中で行政運営をしていこうという中で、今回のこの構成を検討し、その結果が今回再編案のところにお示ししたとおり、北遠地域の特性に応じた地域政策推進体制と合わせて強化をするという、そのような考え方のもとに、このように提案しているということです。

○太田康隆委員 指定都市というのは大都市、人口の多い都市で、そこで住民に求められる総合行政を展開していく上で行政区というのが必要なのだということで、区が法令必置とされていると理解しています。ですから、その考え方がもうそもそも違うので、またそれも議論の余地がありますが、確認だけはしておきたいと思って確認をしました。この根底に、政令市であっても区は要らないのだという、国へもその法改正の要望を市として出していますよね。ですから、市長並びに当局がそういう理解していると。政令市であっても区は要らないという考えに立っているということで理解してよろしいですね。

○企画調整部長 太田委員御指摘のとおり、地方自治法にこの大都市制度が定められてからの年月を考える中で、現在、平成の大合併を経て20の大都市、指定都市が存在しております。その地方自治法において大都市制度が規定された際に、現在のような状況——例えば人口70万人規模の指定都市、あるいは一部過疎地域を含む指定都市を想定したということはなかなか考えにくいのではないかと考えております。私たちは、このような社会経済状況に応じて、行政の運営体制を整えていかなければいけないという認識のもと、その大都市制度における多様性を認めてほしいということで、総務省のほうに要望したということです。

○太田康隆委員 行政サービスの受け手は市民ですので、果たしてこれだけの人口のところを1つの市役所で網羅できるのかということがあろうかと思えます。当然、支所を置かなければいけないわけで、この段階では、支所を置くことのコスト、そういったものは検討していないのですね。

○企画調整部長 支所を置くことのコストということですが、今の委員の御発言は、人口規模というよりも広域な自治体において市民サービスの提供体制をどのように整備するのかという意味合いでの支所という言葉だと思いますけれども、これについては、現在の浜松の行政サービスの提供体制、市民サービスの提供体制——例えば区役所、協働センター、それから単独の市民サービスセンター等もありますけれども、そういったサービス提供体制は、今回の提案による再編後においても、これは基本的に維持していくということですので、その委員御発言の趣旨が支所というものをどう定義するかはあるかと思えますけれども、市民サービスの提供体制においては、市民に身近な現在のサービス提供体制を基本に考えていくということです。

○太田康隆委員 これまでの議論でもそうなのだけれども、区役所を設置する、これまでどおり区役所を機能させるということでは問題にならなかったわけだけれども、区役所をなくすということで、その代替として、協働センターに併設のサービスセンターでそれを代替していくという議論からすると、合併市町村の中の特に旧浜北市については、103業務を扱う協働センターというのは2つしかないわけですよ。本来、中学校区に1カ所の協働センターが配置されていない、そういう状態もあるということ

からすると、旧浜松市と同等のサービスを、区ではなくて協働センターでやっていくということになると、新設の協働センターが当然出てくる。103業務を担う協働センターが適正な面積、人口規模において再配置しなければいけないところが出てくるということは、当然認識していると、そういう理解でいいですね。

○企画調整部長 現在の協働センターのことについては、資料も提供しておりますけれども、エリアを法令等で定めたものではありません。ですから、それが法に基づく支所等で、所管のエリアを定めていることとの相違があると思っています。

現在の行政区再編の議論にかかわらず、今、委員から指摘いただいた当該地域において、市民サービスの提供水準において支障を来すような状況があるということであれば、それは検討していかなければならないことだと思いますし、今申し上げましたこの再編後の姿についても、今後の人口動態であるとか、あるいはオンライン申請ですとか、ICTの利活用による市民サービスの提供の体制自体も大きく変わろうとしておりますので、そういうものを踏まえながら不断に見直しをしていく、そういったものだという認識をしております。

○太田康隆委員 詳細に検討したものではないという形で理解しておきます。

それから、2の(3)にある115人の職員が最大再配置可能な職員数だと試算していますが、前回の3区の議論の中で、最終的に各地域に出張って市民の意見を聞いていった段階で、西区は行政センターで、南区と東区については、区民のほうから区役所に窓口業務は残してほしいということで、結果的にそこに窓口業務を残すと約束しましたね。その結果、最初110名程度でしたか、職員を削れると言っていたのが67名ぐらいになって、その削減効果というのが最終的には落ちてきた経過があります。

ですから、今回も前回、東区、南区をなくしたときには、そういう出先の窓口業務は残すということからすると、あるいはこれで例えば浜北区もなくなると、当然、浜北区にも窓口業務を残してくれという要望が市民から出るのもう目に見えていますので、それから先ほど申し上げた協働センターすらない地域があるわけですから、そうすると、当然、理論値としての115人というのが、また変わってくるという理解でいいですね。

○企画調整部長 まず、当初、平成30年2月7日に当局がたたき台として提案し、その中で効果としてお示しした際、東区、南区の区役所については、再編後においてはサービス提供拠点としては活用しないという提案でした。その後、5月以降ですが、意見を聴く会を開催し、その中で委員の御指摘にあったような地域からの御意見をいただき、9月7日の特別委員会で、そのことについて、南区、東区の区役所についても行政サービスの提供体制、提供拠点として引き続き活用していくということを示しました。ただ、削減人員について、67人という御発言がありましたが、そこはちょっと違う数字なのかなというふうには思っております。

○太田康隆委員 また私も調べます。

○企画調整部長 それから、浜北区のことでお話がありました。今回の追加資料の中でもお示ししておりますけれども、2の(1)にありますように、今回の当局提案のこの構成案において、再編後、区役所とならない東、西、南、北、浜北区役所庁舎については、行政センターとして引き続き市民サービスを提供していくと考えております。

○太田康隆委員 私が危惧するのは、こういうふうなたたき台とは言いながら、試算して最大115人が削減できるのだということで、前回もそうでしたが、10億円が削減できるというのがひとり歩きしているのが怖いのです。それは極めて正確な数字ではなくてラフな数字なんです。

引き続き確認したいのは、この115人が再配置可能だと言っているのだけれども、その2ページ目のところに、コミュニティ担当職員を正規職員として35人増加させていくと。ここで新規に35人増加させていくとなると、削減できる人数というのが変わってきますよね。そこについて教えてください。

○企画調整部長 これは、前期までの特別委員会でもお答えしていますし、あるいは住民投票の説明会などでも御説明していますけれども、最大の効果というのを人員で換算すると115人、これは試算です。一方で、今お話いただいた市民協働による地域づくりのところの（1）に掲げた協働センターにおいて、現在の再任用職員のかわりに正規職員を配置して、35人の増を予定しているということも御説明してきたことで、それと何ら変わることはありません。

○太田康隆委員 そうすると、当初言っていた効率的な行政運営ということで、区役所をなくして1つ、2つにして115人が再配置可能になってくるということなのだけれども、経費的にはそれほどの効果は出てこないという理解でいいですね。

○企画調整部長 住民投票の説明会までの議論の中でも、前期において当局から提案した再編前後の職員数がどうなるのかということで、市民の方からいろいろと不安、あるいは市民サービスの低下を懸念する声をたくさんいただきました。当局からは、再編をすれば直ちにそのような人員体制になるのではなくて、最大としての数字をお示ししたということですし、またこの再配置可能職員数の試算においては、これを再編直後の姿ではなくて、数年をかけてやっていくことだという御説明もしています。また、協働センターの正規職員の配置についても、単年度で行うものではなくて、全体の配置状況を見ながらやっていくということですので、ここでは最大としてお示ししたということです。

それから、もう一つは、これも御説明したことでありますけれども、例えば行政区の再編によって現在の区役所が行政センターに変わった場合、そこでの行政サービス需要に対して必要な職員数は配置していかなければいけないと考えておりますので、そういった状況を見ながら、職員数の調整というものが行われる。2の（3）にも記載がありますけれども、人口減少・少子高齢化等、こういう社会経済情勢の変化に伴う行政需要において、職員を担当部局に配置していくというのは、これまでも行っていましたし、その考え方はこれからも変わらないと考えております。

○太田康隆委員 説明でちょっとわかりにくくなっているのも、とにかく115人削れるということだけがひとり歩きしないような表現の仕方を今後もしていただきたいし、少なくとも再配置可能な115人というのは——例えば、当面本庁へ来るわけで、直ちに首にできないわけですから、退職者不補充とかそういう定員適正化の中で年数をかけて削ることは可能だと、そういう理論値であるということだけは間違いないと思いますので、ぜひ誤解のないような表現の仕方を今後もしていただきたい。お願いしておきます。

○高林修委員長 それは太田委員の基本的な考え方だと思うのだけれども、今の太田委員の意見に対して、もし当局で発言があれば教えてください。

○企画調整部長 今までの当局の説明が不十分だった、あるいはその結果において市民の方の不安を招いたりだとか、懸念につながった部分もあろうかと思っています。大変申しわけないのですが、太田委員が言われたように、当面本庁ということではなくて、それは区役所でなくなる場所での市民サービスの提供体制、その需要と供給、人員配置、それを見ながらやっていくことですので、私どもも直ちにこういう体制になるというふうには考えておりません。ですから、趣旨とすれば、そのことだけがひとり歩きしないということは全くの同感です。

○太田康隆委員 だから、今後も10億円削れるとか、115人削れるという表現は、非常に慎重にやって

いただきたいと思えます。そこは、お願いしておきます。

それから、地域協議会のところですが、今、区の協議会で、——これは地方分権の大きな流れの中で、市民協働、市民の声を市政に反映させるということで、それぞれの地域協議会もかつて合併当時は2層のものとしてありましたが、地域協議会を廃止して区の協議会に収れんしたということです。区の協議会は条例設置で諮問に対する答申もできる、それから建議もできるということで、市民参加の大変大きなツールだというふうに思っています。ここで想定している地域協議会、区をなくしたときのそれぞれの地域の協議会というのは、同様の権限を持つ協議会であるという想定なのですか。そこまでは想定していなければ、そこまでは想定していないということで結構なのだけれども。

○市民部長 今回お示した協議会については、条例でいわゆる附属機関としての位置づけをしていますので、権限としては従来と全く変わらないと考えています。

○太田康隆委員 そういったものを想定していると。

○市民部長 はい。

○太田康隆委員 4のところですが、北遠には副市長を常駐させるということです。北遠は人口も急激に減少していますし、合併後、非常に難しい選択を迫られてきているというふうに思います。それから合併前の旧町村の協働センターもそのまま残してありますし、何せ広いですから、そういったものを配置しながらしっかりと支えていかなくてはいけない地域だと思います。したがって、コストも大変かかると、人員もかかるというところだと思います。

今回、副市長を置くという意味は、これまで以上に過疎地域の対策であるとか、中山間地の対策で、しっかりとコストをかけていくという意味のあらわれですか。これは県も同じように政令指定都市、浜松市と静岡市ができて、県全体として小規模自治体を支えていくのは、どうも東部のほうが主になっていますので、伊豆のほうを所管する副知事を置いていました。ここで、浜松市がこういう意思を示したということは、予算の手当ても含めた形で副市長を置くという理解ですか。そこまでは決まっていないのですか。

○企画調整部長 現時点ではその推進体制の強化ということですので、本日の資料でお示したようには考えておりますし、あるいはここでのコストということまでは、この中には込めているものではありません。コストのことになりますと、これはゼロ予算事業ならともかく、それ以外のことは議会で予算の議決をいただかなければ、そのような執行ができないことです。それよりも、ここで推進体制の強化として担当の副市長を北遠地域の区役所に配置するというのは、やっぱり地域の方々から、これはもう意見を聴く会でもそうでしたし、説明会でもそうでしたが、そういう中で、なかなか地域の声の本庁に届かないのだという御意見も多数いただきました。そういうものに対しては責任を持って迅速に対応できる体制、政策を推進する体制を今よりも強化するという観点での提案です。

○太田康隆委員 地域に対して密度の濃いサービスとか配慮をしていくということであれば、今の体制の中でも副市長を置くという選択は全然できるのですよね。だから、何か今回こういう形で区の再編の提案をしてきたことのマイナスの要素を打ち消すために出しているというような、そういう印象が濃い、そんな印象を持ちました。

いずれにしても、反論するところはたくさんありますが、ここはそういう場ではないと思えますので、とりあえず説明に対する疑問について質問させていただきました。

○森田賢児委員 正直、私もこの人口バランスはいろいろ思うところがあります。その中で、先ほど人口動態の話が出ましたけれども、今後10年、20年、50年先を考えたときに、高齢化はますます進みま

すし、高齢化社会の次には多死社会が訪れるわけです。この区の再編の大義の一つとして、そういった社会に対応していくこともあると思うのですけれども、この案の2万9000人の天竜区、この天竜区の10年後、20年後の姿、人口動態で言えば人口になると思いますし、そういった姿を示していただくことはできるでしょうか。

○企画調整部長 人口推計というものを、浜松市は独自に平成25年に行いました。これは、その後に策定した地方創生に係る総合戦略の人口ビジョンに反映させているものになります。人口ビジョン及び総合戦略については、今年度が最終年となっており、次年度、これを新たなものに改定して実施する。その際には、新たな人口推計をするということは既に公表していることではあります。ただ、その中でお示しするのは、市全体の姿というふうに考えておまして、今、森田委員の御発言の趣旨がどういったものかにもよるとは思うのですけれども、人口推計というものは、どうやっても一定の、今までの前提——これは出生、死亡、あるいは社会的移動をその後においてどのようにするかということを見るのが一番になりますので、例えば地域別、地域別といっても地域が小さくなる、人口規模が小さくなればなるほど、その誤差は大きくなるということになりますけれども、大きな流れとすれば、今現在、例えば合併後から今までの行政区別の人口推移の傾向というのは大きく変わらないし、今お示ししている人口推計の中においても、この人口減少の幅、率というのは、今後増大していくという見方においては、変わりはないというふうに思っております。

○森田賢児委員 ただ、この人口減少というのは、多くの人が共通している理解だと思うのですけれども、例えばこれだけ極端な人口バランスで線引きした場合に、天竜区の人が今ですら2万9000人しかないのに、これから10年、20年、50年たったとき、一体どれぐらいになってしまうのだらうと思うのは、天竜区民としたら率直な思いだと思いますので、全体で示してもらうことも必要だと思いますけれども、案を示す以上は、そういった参考値というのは必要だと思いますし、そうでなければ、またこの区の再編について市民、住民への理解は深まらない気がしてならないのです。

この西遠、北遠、いずれにしても、人口が減っていくのはみんなわかっているのですけれども、自分の区がどうなっていくのかというビジョンは、やっぱり示してもらう必要があると思います。もし答えられるようであればお願いします。

○高林修委員長 自分の区というのは、具体的には天竜区の話でよろしいのですよね。

○森田賢児委員 天竜区で結構です。

○企画調整部長 ただいま委員のほうから、その天竜区民の方の率直なという御発言がありましたけれども、一方で、人口が今まで急激に減少してきた、少子化が進んでいるという天竜区にお住まいの方のお気持ちとすれば、その中でも何とかその地域の活力を維持しようというお気持ちも率直なお考えだというふうに思っています。中山間地域振興計画等の計画において地域政策を実施しているところですが、そういった中で、逆にこう言ったらちょっと失礼かもしれませんが、不安を与えるような数字をお示しすることがいいのか、そうではなくて、その不安を払拭、あるいは地域の方々が地域——地域創生なら地域創生という考えで結構ですけれども、そういうところに、より取り組めるような姿を提示するのが、行政区の再編だけではなくて、行政運営をする際の基本的な考え方ではなかろうかと、そのように思っております。

○森田賢児委員 これまでもあったわけですが、やっぱりメリット、デメリット、これをわかりやすく示してもらいたいという声は潜在的にあると思います。私はこれを進めていくに当たって、メリットだけではなくて、デメリットというのをしっかり示していく必要はあると思います。

○岩田邦泰委員 4の担当副市長のところでの確認ですけれども、これは区長とのすみ分けというか、内容の違いはどのように考えていますか。

○総務部長 もちろん区であれば区長は置きますので、今までどおりの区長の事務はやっていただきます。ただその上で、中山間地域の事務をやるということですから、今いる2人の副市長は、いわゆる縦割りの行政分野ごとに担当していますが、新しくこの副市長を置く場合は、この地域を担当するというにはなりますが、区長は今までどおりの事務を行うということにはなります。その上で、地域のことについていろいろ相談したりというふうなこと、あとは一部、市長の事務を委任なり何なりというふうなことで、また今後、制度を設計する中では、その新しい副市長に何を行わせるということで、ある程度責任を持たせることは考えられますが、きっちりすみ分けができるようにはしています。先ほど太田委員も言われたように、静岡県は伊豆半島を担当する副知事を昨年夏まで置きました。東三河についての副知事もおりますし、そこについても、やはり出先の事務の長とその副知事というのはちゃんとすみ分けできておりますので、そこは他の県の例を参考にすれば、すみ分けはしっかり可能であるというふうに考えております。

○岩田邦泰委員 どちらかというと部門横断的な仕事を地域の中でやるのが副市長だという認識でいいということですか。

○総務部長 今回提案するものについては、部門横断的といいますか、いわゆる地域に関係することの責任者ということで、今までと全く違った切り口の副市長にはなると考えます。

○酒井豊実委員 まず、今回補足的な説明として、西遠と北遠の2区案について一步進んだ資料が出されたわけですが、昨年の段階で2区案が示されたときもいろいろ議論がありました。私は天竜区のまさに山間地域に住んでいる住民の1人であり、代表の1人なわけですけれども、この分け方——77万7510人と2万9503人というのは、もう余りにも違い過ぎて誰が見ても天竜区、北遠はちょっとつけ足しのような感じにもとれる、附属のような感じにもとられる分け方だなど思ったわけで、これをそのままはい、そうですかということでしたたき台の俎上にのせるということにも問題意識を持って、きょうも臨んでいるわけです。

2の行政サービス提供体制の(3)の再配置可能な職員数は最大115人ということです。先ほども質疑応答がありましたけれども、これは115という概略かもしれませんが、これを出してきたという算定根拠があると思うのですけれども、それについては示せるのでしょうか。

○総務部次長(人事課長) 今回お示した再配置可能な職員数の算定根拠ですが、先期の議論の中でもこういった人数をお示ししているかと思えます。基本的には、そここのところで採用した算定方式といえますか、考え方をそのまま踏襲しているということです。

○酒井豊実委員 全体的な細かなところのどのような行政サービス、それから出先の行政センターの機能を含めて、概略として示されたという認識だけを持っています。西遠区と北遠区でこれだけの違いがあれば、当然のように西遠区のほうでは相当大量の合理化が進むであろうというふうに想像しますし、それに合わせる形で横並びで北遠区のほうの人口案分での合理化——職員配置だとかサービスを見ていくとすれば、かなりのものが減らされる可能性があるという方向性の認識でいいかということ。また、西遠区の中にも現在の北区の中山間地域——農業分野では三ヶ日、細江、引佐と含まれていて、引佐の北部地域は過疎地域には指定はされていませんけれども急激に人口が減っているという、渋川に至る地域もあるわけで、そういうところの人たちのこの2区案に対する不安というのも、最近、私の耳に届いている状態なのですけれども、そういうことにも配慮した再配置職員数という算出になっているのか。

従来の115人という算出をただ踏襲しただけということのようですけれども、再確認したいと思います。

○総務部次長（人事課長） 先ほど申し上げた内容については、実は平成29年4月の特別委員会の中でも資料をお示ししています。当時、その人数の算出根拠、算定方法として申し上げたのは、基本的には事務分担表——事務に対してそれぞれの職員の人工をどのぐらいずつ張りつけて業務をさせるかということを示した表ですが、そういったものを持っていますので、それに基づき、当局として再編についての削減率の考え方というものを置きました。この2つを使い、各区役所の業務を分類し、業務ごとの人工数にその削減数を乗じて、現7区の各区役所における合理化の職員数というものを算出しました。それを今度は、例えば2区案の場合ですと、それぞれの区にどのように職員を配置していくかということで考えてきたものです。

今回についても、その算定の方式を踏襲しているというか、当時の算出の根拠と同じ形で人数をお示ししているということで、先期お示した2つの2区案と今回お示している2区案については、結果において、再配置可能な職員数については、同じ115になるということです。

○酒井豊実委員 そちら辺の動きについては、前回の資料を含めてまたこちらでも再検討、見比べてみたいと思いますが、改めて先ほどの太田委員との質疑応答の中でも出ましたが、合併時の一つの自治体に立ち返るべきとの考えで基本的な再検討をするということのお話でした。その内容を聞いて、合併前後の北遠地域を含めた各自治体の市、町、村の幹部の人の意見を思い出したんですね。それは、合併して政令市になるのだと、そして区が設けられるのだと、それで都市内分権がされるのだと、今まで頑張って行政運営をしてきた地域住民のためのサービス等、特別な行政サービス、特別な市営住宅、町営住宅、村営住宅の管理やその家賃補助の関係も全て含めて、行政区ができることによってそのまま守られていくのだと、そここのところで調印に至ったのだというようなことも語られたわけです。その辺のことがまたもとに戻るといような印象を強く受けたものですから、なかなかそういう内容ですと、理解の方向に進むということは困難だなと思った次第ですけれども、もう一度、部長、一つの地方自治体に立ち返るとい基本的な考え方の説明をお願いします。

○企画調整部長 今の委員の御発言の中で、もとに戻るといのは、少し捉え方が難しいというふうには感じているところですが、先ほど太田委員の御質問にもお答えしましたように、住民投票を経て、その間、市民のいろいろな御意見も伺いました。その中で、今お話もありました市町村合併について、描いていた夢がしぼんだであるとか、そういうようなお考えがあるというのはもう十分承知しております。ただ、その現実の中であっても、行政区を単位として運営している部分があろうとも、合併して一つの政令市になった、一つの基礎自治体であることには変わりはないので、私たちが今この時点から住民投票を経て立ち返るべきはどこかといったときに、それは指定都市移行後の7つの行政区の運営体制を基本とするのではなく、その前の市町村合併による一つの地方公共団体、基礎自治体に立ち返るべきだと、そのように検討したということです。

○酒井豊実委員 今、住民投票ということを申されましたが、住民投票の結果については、まず第一番に尊重して、それを実行すべきだというのが私どもの考え方なのですが、住民投票の結果、内容については、とりわけ天竜区や北区や東区に典型的にあらわれているように、3区案には反対だというのが非常に圧倒的に多かったし、さらには市長選挙の結果にもそれは反映されているわけですので、私どもはこのような2区案というよりも、7区の中でいかに効率的で、さらに市民サービスが充実したものの、そういう方向をとるべきだと主張しているわけなのです。そういうことに対して一つの地方自治体に立ち返るべきということのほうが勝るとい今回の提案ということなのですか。

○企画調整部長 住民投票の結果につきましては、この特別委員会でも総括をしていただきました。それを経て条例に基づいて議会と市長がその結果を尊重して協議をするということであり、その後の本会議等、市長のほうから答弁していますように、当局とすれば、行政区の再編は、将来を見据え、今の段階から取り組むべきということは変わっておりません。

○酒井豊実委員 資料の2ページ目にあるように、区の協議会にかわり地域協議会ということですが、根拠となるものとか、地域協議会にかえることによる権限とか、そういうものも非常にわかりにくいもので、現在の区協議会についても、従来からのものとは非常に違った形で、なかなか権限の低下というものがあるのではないかというふうに見ているわけで、その辺のところは住民のプラスチックンといいますか、そういうものに結びついているというのが私の認識なのです。先ほどもありましたが、区協議会を地域協議会にかえる、そのまま地域協議会に移行させるという特徴的なところは、天竜区イコール北遠ということになりますけれども、それは区協議会と権限の内容については全く同じという構想、考え方なのでしょうか。

○高林修委員長 酒井委員、先ほども同じ質疑があったのですけれども、再確認ということによろしいですか。

○酒井豊実委員 簡単に結構です。

○市民部長 地域協議会においては、やはり地域のことは地域のことで決めて考えていただくという考え方ですので、現在そうですけれども、区協議会で行っている考え方と変わらないというふうに考えております。

○酒井豊実委員 4の担当副市長というところですが、静岡県、あるいは愛知県の例も出されて、それはできるということのようですけれども、いずれにしても、これは北遠、現在の天竜区だけではなくて北区の一部中山間地域と、そこら辺のところは非常に不鮮明なわけで、おおよその地域の担当区域の詳細のところはもう想定されていると思いますけれども、どうなのかということ。それから、これも再確認になりますけれども、担当副市長の権限と、財源——予算措置といいますか、これについてもお願いします。

○企画調整部長 所管の地域についてですが、現時点での想定は、この北区の一部ということについては、中山間地域振興計画でもその計画の対象地域としています北区引佐町の北部地域、旧鎮玉村及び旧伊平村の地域を想定しています。

それから予算については、先ほど御答弁申し上げたとおり、今の段階で予算をどうこうということまでは想定していません。あくまでも推進体制の強化ということで、担当する副市長を、北遠地域を所管する区役所に配置して、本日お示ししたような地域を所管し、事務を所管するということでの提案です。

○酒井豊実委員 補足ということでの説明資料が示されましたけれども、私どもとしては、現行の7区でもって、住民投票の結果の最初の結論に立って、現行の7区をさらに充実させて市民サービスを充実させていくべきだと、そういうことに立って意見を申し上げたいと思います。

○関イチロー委員 現行の今の7区の制度の中で、天竜区というのが少し寂しくなっているという御意見なのだろうと思っはいるのですが、ただ、よくよく見てみると、地域の方たちで随分頑張っていらっしゃる方、それから北遠の、地域固有の中で芽が出てきている事業というのはたくさんあるわけですね。この今の案でいくと、北遠に住んでいらっしゃる方が北遠の地域はつけ足しかという認識自体、僕はびっくりしているようなところがあります。

それから、当然、行政の中からいけば、同じルールでやろうとすると、やっぱり地域固有の部分での

ずれというのが出てくる。例えば、職員数に関して言えば、人口が密集しているところのほうが職員の数というのは、効率的にやれば少なくなるだろうというようなことから言うと、例えばこの担当副市長のお話ですけれども、従来の副市長2人は縦割りだという説明がありました。ただこれは、地域の特性というようなものにはなかなか思いが至らない、もしくは権限的には限られてしまうのだろうと。そういう意味から言うと、トータルとして地域特性のところでの副市長という部分の価値判断というか、評価判断があってもいいのだろうというふうに思っております、この制度自体、こういう新しい価値観、それからまた価値基準でもって副市長を置くということは、僕は可だと思っておりますけれど、その辺の見解について、私のその考え方について、当局はどのような御意見を持っているのかお聞きしたいと思えます。

○企画調整部長 まさしく私も今までの副市長の配置について、関委員から御発言がありましたような地域の特性ということに着目した価値判断、価値基準があってもいい、そのような認識は同一のものですし、市長からも、この北遠地域については一部過疎地域の指定を受けるなど、その地域の特性等に応じた対応が必要な地域であるという認識をお示ししているところですので、そのようなことも含めて、今回の提案をしているということです。

○関イチロー委員 今のお話のように、北遠の地域というのはやっぱり浜松市にとっては非常に大事な地域だと思っておりますし、やはりそこが今後も輝きながら存在するという意味では、非常に大事な要素ではないかと、そのための施策だというふうに解釈しています。

もう一点、区の協議会のイメージの中で、西遠の従来の6つの地域では地域協議会ということで、それぞれの諮問がされていくのだろうと思っておりますけれど、もし区になったときの区としてのトータルの判断というか、これはどういうふうに考えているのでしょうか。

○市民部長 区としての協議会ということが一番わかりやすいかと思っておりますが、それを設けるかどうかということもあるのですけれども、今現在の考え方としては、各地域において各地域のことの御判断、御意見を出していただくということが一番重要かと思っており、それをさらに上の部分で検討するとか、考えを広く市政の中でまとめていくとかいうことまでは必要ないのではないかと考えております。今のところ、西遠に当たる区の協議会を設けるという考えはありません。

○関イチロー委員 例えば、区の再編についての諮問を試みたりだとか、それからまホール、ああいう条例の廃止というようなことは、附帯事項がついていたり、区によって判断が違ってきますよね。そういうような場合は、それぞれがそれぞれの地区でそういう判断をしたというだけということで終結するとお考えなのですか。

○市民部長 各地域において、それぞれの考え方は当然出てくるということは、委員の言われるとおりで、諮問という形であった場合に、それぞれの御意見が答申として出てくるというふうになると思っておりますけれども、その答申を受けて、市としてどう考えていくかということになろうかと思っておりますので、そこであえて区としての全体の考え方を取りまとめるというところまでは、今のところですが、必要ないのではないかと考えております。

○関イチロー委員 今までも区協議会というもののそれぞれの判断があったわけですが、その中で、トータルとして、全体の区協議会としてどうなのだという部分はなかったと言えばそういうことではあるのですが、そういう意味からいくと、今までの区協議会の形態はそのまま存続していくという、名称が変わってくる、それからそれが区というくくりの中ではそれぞれに独立したものだというふうに今のところ考えているのか、どうなのでしょう。

○市民部長 今の区協議会は、基本的に今の区の地域におけることを考えていただくというものとして機能していると考えておりますので、その辺については、引き続き継続していきたいと思っています。

先ほどちょっと言葉足らずなところもありましたけれども、各区でそういったいろいろな考え方があると思いますので、各区の御意見等、横の連絡というのはやっぱり必要だと思いますので、西遠という区の中での横の連携をとるといったような会議が必要であれば、そういったものもやっていくということも、当然想定はできるかと思います。

○関イテロー委員 区協議会の会長さんたちが集まった会というのがありましたね。ちょっと先の話かもしれませんが、その辺のところは、今回のこの組織との兼ね合いからいくとどんなふうにお考えなのか。

○市民部長 今のところ、明確な形でこういうものやっていくというところをお示しはできないのですけれども、そういった区間の連絡を現在もとっておりますので、それと同じような形でその協議会同士の連絡をとっていくという必要が出てくるかと思っておりますので、そういったことをしていく、そういった仕組みをつくっていくということは、また検討していきたいと思っております。

○松下正行委員 先ほど来ずっと話があったように、前期の区の再編の案の中の1つを今回もたたき台という形で出してきたということで、一市民からしますと、やっぱり行政サービスが本当に低下しないのかというところが一番心配だと思っております。今回この北遠、西遠2区案が出されて、サービス提供の体制とか、協働センターの体制づくりだとか、あと北遠地域への担当副市長の設置、配置ということが出されて、きょう説明があったわけですが、市民サービスの低下はありませんということだけは本当に市民の皆さんに向けてはっきり行政側から言っていただきたい。市長もいろいろなところで言っていると思っておりますけれども、その中身もしっかり提供していただければというふうに思います。

これから、人口減少の関係で、人が減っても対応でき得るICTを活用しながら、どういう形になっていくかわかりませんが、市長も言っているように、デジタルファーストということも含んで、そっちの方面でできる限りのことはやりながら、なるべく少ない人数で対応していくということです。この区の再編が、例えば今回のこの北遠、西遠地域になったときに、人口も大分違う。西遠地域は人口が多いので、いろいろな意味でうまく活性化できたとしても、天竜は今2万9000人としても、またどんどん減っていくという可能性もありますので、そういったときのフォローの仕方とか、その辺はやっぱり西遠と北遠と全然違うような形になってはいけないということです。サービス提供の考え方というか、ベースというか、そういったところを、今の時点でしか言えないと思っておりますけれども、確認したいと思っております。

○企画調整部長 行政区再編の目的というのは、今後の人口減少等の中において、持続可能な住民サービスを提供し続けるための効率的な組織体制を築くことであるということは何ら変わりません。誤解があるとなれば、懸念があるとなれば、先ほど私も申し上げましたが、今までの議論の中で、市民の方から区役所の数が減るということは、市民サービスが低下するのではないかという懸念、心配の声をいただいたということは十分承知しております。今回の行政区の再編は、そのような状況を招かないために、今から将来を見据え、組織の見直しをするということです。行政サービスを低下させてでもやらなければいけないといった趣旨での提案ではないということですし、今委員から御指摘がありましたように、行政区の再編でこれからの浜松の全ての課題が解決するとは思っておりません。

一方で、ICTの利活用——今までのこの特別委員会でもいろいろと御意見をいただいておりますけれども、行政区再編以外のところの議論の中で、ICTの利活用だったり、あるいは今政府が進めており

ますマイナンバーカードの普及であったりとか、私どものところでいけば、そのマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付、そういったものの状況によっても、例えば区役所や行政センターでの窓口サービスの量すら変わり得るものだと思っています。ですから、そういったところを見据える中で、市民サービスを持続的に提供する体制を、より柔軟で効率的な体制を、行政区再編をもって作り、そのような状況においても対応できるようにしたいというのが趣旨です。

○松下正行委員 今言われたことを肝に銘じて、これからの議論でしっかりと、やっぱり市民の皆さんに再編して本当によくなったと言われるような議論へ持っていきたいというふうに思っていますので、この委員会の中でもしっかりと、さまざまな意見も質疑もさせていただきたいと思います。

○波多野亘委員 きょう補足説明資料をいただいたわけですが、前回、新たな再編案が提案されたときも大分軽目の、説明に対する質疑だけだったと思いますので、そこもあわせて質疑したいと思うのですが、まず、現行の区の合区にこだわらず、区域の見直しも含めて柔軟に対応するというので、今回出されているものは、結果的に合区ということで、そういった理由も言われましたけれども、そのことについては、今までの議論、今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービスの提供体制の第7章のところ、行政区再編の検討のところを私ども了承していないと申し上げた検討の前提条件の中の再編は現行区の合区を基本としますということを変更していただきました。

私どもは、やはり政令市移行のとき、合併協議会の中でも区割りをどうやっていくかということについては、当時まだ新潟市も政令市になっていませんから、当局のほうでそれ以前に政令市になった15市にさまざまな分析をかけて、行政区を編成する上での留意点12項目、人口規模、地形、地物、地域コミュニティというようなこと、それはこの合併政令市の検証の11ページに書かれていますけれども、それとあわせて、区割りの内定に当たっての考え方、北遠は分断しないとか、浜松市内は36地区自治連合会を単位とするとか、そういった4つの考え方をもとにやりましたけれども、今回の新たな再編案について、この12項目、4項目みたいなことは盛り込まずに、ただ合区ではないという表現だけにした理由について教えてください。

○企画調整部長 その内定の考え方、あるいは当時15の政令指定都市を参考に分析した留意点等は十分承知しています。今回、住民投票を経て、この行政区再編についての議論を特別委員会で進めていく、前に進めていただきたいということで、12月に新たな再編案を提案しております。これは、前回の委員会でもお答えしましたとおり、もうこの案しかない、あるいはこれが最終案だという類いのものであるとは思っておりません。ですから、例えばそれについては細部の設計が不十分ではないとか、いろいろ御意見はあろうかと思えますけれども、私どもとすれば、たたき台で結構ですので、御意見をいただく中で議論を一步一步確認して前へ進めていただきたいと、その趣旨も含めて提案しているということです。

ですから、前期までの議論の中で、新たな行政サービスの提供体制の第7章についての認識も十分承知しています。私どももそれが生きているということは、当然思っておりません。住民投票の結果を踏まえて、今の時点で検討する際にそういったこと、例えば留意点等を参考にはしましたけれども、その中で現時点での当局の提案に至ったその構成というのは、結果においては本日議論していただいているこの2区案ということですので。

○波多野亘委員 今部長から、これが最終案ではないし、よりたたき込んでいっていただきたいということがありました。イコール、先ほど冒頭で、この行政区を編成する上での留意点のまず①人口規模、1行政区当たり10万人程度というのは、もうこれに完全に当てはまっていないわけですが、そうい

ったものを今後たたいていく区の形によって、当てはめるものもあれば、当てはめないものもあるというような形で柔軟に対応していくという理解でいいですか。

○企画調整部長 議論を前に進めていただきたいということは、私も申し上げましたし、市長も答弁申し上げているとおりです。スケジュール感として、市長は5月議会ぐらいをとということではありましたが、それもさきの本会議の質問に対する答弁の中でお示ししています。そういったことで、令和3年1月1日までの行政区再編を目安としているということも、その前から申し上げているところですので、ただいま波多野委員が言われた当局の柔軟な対応ということであれば、それがどこに何の目的に向かう議論であるのかということを確認させていただければ、当然そこにはスケジュール感も伴ってくるものだと思いますし、そういった観点で積み上げていただくためということであれば、当然私どももそれには対応していかなければいけないと考えております。

○波多野亘委員 今の回答はうまく理解できなかったのですが、とにかく5月ぐらいをめどにということの中で、いろいろといい案が出てくれば柔軟に対応するというふうな読みかえとか、私なりの言葉で言うとそういうことでいいですか。

○企画調整部長 5月議会ぐらいまでと申し上げましたが、それはもう当然、市長が答弁していることなので、そのスケジュール感を持って当局は議会との協議、あるいは特別委員会へ資料提供していると思っています。ですから、5月議会ぐらいまでというときに、ではこの議論を前へ進めようとする、何らかの順番があるのだったら、そういうことについても御検討いただいて、その考えを示していただければ、私どもはどのように対応するかということも、十分に当局において検討しなければいけないと、そのようには思っております。

○波多野亘委員 もう一つ、新たな再編案についてという資料の確認をさせていただきます。

一つの基礎自治体としてというところに立ち返り、2点目が、本市の規模であれば、市役所等出先機関により行政サービスの提供が可能。しかし、指定都市であるため、複数区の設置が法定というところ、法令上の最少数である2つということが書かれています。これを私なりの言葉に変換させていただくと、浜松市は市役所等出先機関で、本来、区役所は要らないのだけれども、法令上、政令指定都市の要件である区役所を置くという表現でいいですか。

○企画調整部長 恐らく波多野委員の今の御意見と、ここで示した認識とはそうはずれている話ではないと思いますけれども、もともと法令上規定されているのだけれども、それが要らないのだという認識ではなくて、それは法令遵守をしなければいけません。ですから、そこで今までいろいろなたたき台を出し、御意見をいただき、住民投票までしていく中で、その再編案をつくろうとするときに、先ほどあった留意点やそれから内定に当たっての考え方等を踏まえても、今まで私どもが前提としたことを踏まえても、なかなかそういう形ではうまくいかないだろうという認識は、ここにお示ししたということです。

○波多野亘委員 法令上、別にその規定がなかったら、多分区役所は置いていないというふうにもとれるのですが、それは推定の話になるのではないことにいたしますが、今回、区の再編の議論の中で、こういうような形で区の考え方とか、なぜ置かなければいけないかということが出されました。また、これはいつだったか、しばらく前に、政令指定都市への移行に伴う今後解決すべき主な課題というところの中で、私もそれは法令必置なのか、任意なのかという確認をさせていただく中で、区の数が多いからということで法令必置になっているものは数を減らしたいというような回答もいただいたかと思っております。

そういうようなところからすると、前の期、住民投票以前、今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービス提供体制の中で、第2章、住民自治、行政サービスに対する基本的な考え方の2-2に、行政サービスについて書かれています。第3章では、最適な組織の検討ということで、4つの視点から本庁、区役所、事業所、それから区出先機関というものを分類する中で、区役所の業務は現場対応が必要で、地域の個性を重視していると考えられると。だから、この別紙の分類で、区役所はこの業務をやるのがよろしいだろうというような表現がされています。

また、区役所でやるべき業務として、防災だとか自治会、コミュニティー支援、文化、スポーツ、生涯学習などさまざま分野ごとにあるわけですがけれども、先ほど来の政令指定都市であるために区を置くというところからすると、この前の期に検討した、今申し上げたところというのは、全く考え方が——住民投票も行ったこの前と後で、区とは何ぞやというところが大きく違っていると思っているのですが、それに対する当局の考えはいかがですか。

○総務部長 波多野委員が言われたことに関しては、当局は考え方が変わっていないというふうに考えています。要は、区の最大の問題は、所管区域が決まってしまうということで、基本的にはその区域、中区であれば中区の人は中区役所でしかできない、その区のサービス以外はやらないというふうなことが本来の区の仕組みで、今それを解消するようになっていますが、非常に使い勝手が悪いということがあります。そして、区の意味は、やはり地域の個性を生かした事業は区でやったほうがよかろうということで、福祉のように全市で全く同じでなければならぬものについては、本庁の組織、いわゆる事業所でやったほうがよかろうということを説明しているのがその資料です。基本的にはその考え方は変わっていないということで、1ページの2の(2)で、区役所組織である福祉事務所等を本庁の出先とするということは、まさにそうであって、区役所の中にあるサービスの拠点とすると、市民の皆さんからすれば区役所に行くということになります。今は区長が福祉事務所長になっていますが、それはやはり福祉に関して言えば、地域の個性は不要だということで、この改正案においては、健康福祉部長の部下として、同じレベルの福祉サービスをやるということも、まさにここに提案しているとおりで、基本的な考え方を踏襲して今回も提案していると考えております。

○波多野巨委員 そもそもこの以前出していただいた案と考え方は全く変わっていませんという話をされましたけれど、前回出していただいた資料が、「本市の規模であれば、市役所と出先機関により行政サービスの提供が可能。しかし、」から始まっているということは、私は本来、区役所が別になくても浜松市は行政サービスが提供できるというふうにししか読み取れないのですよ。逆にこの区役所の意義で、この分類をしたときには、本来だったら事業ベースでゼロベースというのであれば、そこからやってほしいと言われたことも、そこまで細かいものはできないから、だから最初は区単位でプロットしてありましたよね。所管課名で落としてあったものを、グループにまで落とし込んでやってもらったということがあります。

役割からだけ検討されていて、このときもそうなんだけれども、要は市民が区役所とは何なのだ、区役所の置かれている意義というか、どういうつもりでというようなもの——例えば政令市移行のときには、区の戦略計画もありました。どういう形で区を運営していくのかというような、そういったものもなくなって、何か区というものがどんどん薄くなっているという部分で言うと、私は本来、今後検討していく部分においては、そういったこともしっかり踏まえながら、この区の再編のことも検討すべきではないかというふうに、特に前回出していただいたものからすると、何かそういった気持ちになります。

都市内分権をより進めていこう、地域を輝かせていこうという部分が、区役所というツールを使って

輝かせていこうというものが、いや、別に本来、浜松市は出先機関でサービス提供体制はとれるのですよということだと、何かそもそもの区というところの意義というものが大分薄められてしまっているとか、何か本来のところが消えているような気がしてならなかったので、一応確認させていただきました。

○鈴木育男委員 ちょっと私が違和感を感じることを1つ言います。

私も合併を経験している人間です。当時、政令市を目指して、バラ色の未来を夢見て合併してこういう形になった。あれから10年たって、社会構造が本当にさま変わりをしてきてしまって、それから終わりなきこの再編の議論が始まっていると、こういう話です。正直言って、そのくらいの変わり方は今はあると思っています。生まれる子供が3分の1になってしまうという衝撃的な数字が出てきてしまうと、ではこれから地方自治体はどうやって生きていくのだという話も理解はできます。

それで、その区割りの話の中で、この2区案を提案されて、正直な話、切り口としてはこれがやっぱり一番わかりやすいなと私は思っています。ただ、その表現として、先ほどからずっと出ていますが、たたき台というのにどうも疑問を感じる。なぜかという、要するに行政提案ですから、それでここの特別委員会に出してくるに当たって、区割りはこうありたいという、行政ではこう思うのですよというところが本心ですよ。それをたたき台と言われるというのが非常に心外というか、何だそれはというのが私の思いです。要するに、しっかりとした方向性でこうしますよ、こうやりたいのですがということを示されなければ、今まで議論したこともいっぱいありますが、示されないと、やっぱりこれから先の方向、どう議論していくのか、何をどうするのかみたいな部分も見えないし、議論そのものの形も見えないわけですね。ですから、そこら辺をはっきりしてもらいたいと思うのです。出口の見えない、スケジュール感も何も見当がつかないような議論をしていても意味はないと私は思っています。ですから、ちょっとその辺をもう一度、それでもまだたたき台なのかということだけ確認したいです。

○高林修委員長 この委員会のあり方にもかかわることですので。

○企画調整部長 たたき台という言葉をどのように捉えるかということもあるとは思いますが、私の捉え方とすると、前回もお示ししたとおり、最終案でないというのは、もうこれしかない、これで白か黒かということではありません。当然、議会と市長が住民投票結果を尊重して議論することですので、まだそのことについては、今期、特別委員会において議会としての御意見をいただいているというふうに思っておりません。ただ、この委員会では、当然その再編の有無を含め協議していくということはもう十分承知していますので、そのためには何が必要かということであれば、最終案ではないという中でも、当局は先ほど申し上げたようなスケジュール感の中でこの提案をしています。これが今の当局の案であるということは何ら変わりません。

ですから、同じたたき台という言葉で、昨年5月から、例えば意見を聞かれたときに、案ではない、これはたたき台だよねという御指摘もいただいたということでもありましたけれども、そのことからすれば、これは当局の案であることは間違いありませんし、たたき台ということの受け取りがいろいろあるかとは思いますが、これについて御意見をいただくということは、それを踏まえて当局は当局の案を見直すべきは見直すという意味ではたたき台だと、そのような認識を持っています。方向性とか、あるいはスケジュール感について、それが全くない中でお示ししたというものではないという認識です。不足のところがあれば、それは御指摘いただいて、追加の説明をするなり、そのところは十分に説明を尽くしていきたいと思っています。

○鈴木育男委員 いや、ですから、要するに当局提案がある程度確定したものであって、少なくとも

たたき台などという表現を使わずに、これで検討してください、検討してスケジュール感を持ってちゃんと検討していく、検討していった後で、それではなくて、というような形になっていくなら話はわかりますよ。今までの議論のように、2区案があり、3区案があり、4区案があり、5区案もありましたみたいなことをやっていったら、何ら目標が見えないわけです。ですから、そういう議論をしていったら、スケジュール感も何もないし、またああいう不毛な議論——みんな一生懸命やってくれた中で不毛と言っては申しわけないですが、結果として不毛なんです。結果として決められない議会だなんて言われて。ですから、そうはなりたくない。しっかりとした議論をスケジュール感を持った中でやっていきたい、そのためにどうするかということのために、行政がしっかりと意思を出してもらいたいというふうに、私は思っています。

それからもう一つ、これは今度、私の思いです。この2区案の天竜区の話です。酒井委員などは地元なものですからいろいろな思いがあるとは思いますが、結局、天竜区単独というのは、やっぱり生活感や状況が異なる地域や人の生活を大事に尊重していこうというあらわれだと逆に思っています。78万対3万、それでこうしていくのだよと、僕らの天竜だよみたいな、そういう意識のあらわれだと私は思っているし、そういうふうに考えたいし、形としてそういうふうにしたいと私は思っています。大好きですからね、天竜区。ですから、そういった中で、どうしたら天竜区が生き残れて、みんなしっかりした生活ができてちゃんとした天竜区になるかという方向なり、かじなりをどう切れるかということ、こういうところだから考えられるわけです。7区の中で天竜区というから話がおかしいわけです。だから、そこら辺を私は理解してもらいたい。何か置き去りにしているのではないのです。この皆さんの中でも、逆にクローズアップしていると感じた中での議論をしていただきたいというふうに思っています。ですから、変えなければ変わらないし、変わらなければ変えられないんです、ということだと私は思っています。そういう議論をこの中でしていただくように期待をしています。

○太田康隆委員 当局に要望しておきます。

今もちょっと触れられましたが、先期も決められない議会というようなフレーズで議会が表現されました。私は非常に心外です。私はずっと過去の資料も調べて、この区の再編の問題を見てきているつもりです。先ほど波多野委員も触れましたけれども、先期2年間かけてやった合併・政令市の検証から始まって、第7章までの議論も本当に真面目にしっかりとやってきているのです。もっとさかのぼれば、平成21年12月に、本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方というものを浜松市として出しています。それから平成23年11月には、区出先機関再構築の基本方針も出しています。それから平成25年には、さまざまな市民アンケートもやり、調査もして、区制度の検証についても出しています。そして、先期2年間をかけてやった今後の住民自治、行政サービスのあり方と新たな行政区、行政サービス提供体制、この検証をやってきた。全部つながっているのです。ただ、区に対する、当局が言っているニュアンスが微妙に変わってきているだけなのです。

先ほどもいろいろ違いが指摘されました。変わってきたところは、こう変わってきたということを素直に認めて、その説明をすべきだと思います。市民が住民投票のときに、わかりにくいと言ったところはそういうことなのです。何を目的にして、どういうふうに行うかという当局の考え方が変わってきたのであれば、そのターニングポイント、いつからこういうふうになりましたということを素直に認めて説明していかないとやっぱりわからないのです。どう変わってきたかを説明しろというのだったら、次回説明してもいいですよ。そのぐらい言ってきていること——出先機関で何をしようとしているか、区で何をしようとしているかというその重さとか内容がやっぱり変わってきているのです。だ

からおかしな議論になってしまうのです。

私は、そこは変えてはいけないと思っているので、もし変わるのであれば、きちんと説明してほしいということです。やっぱり行政の継続性というか、何を指して、どういう行政を提供していこうとしているのかというものは大前提にあって、そのサービスの受け手は市民ですから、市民にわかりやすく説明していくという責任が当局も議会もありますので。そういうことをやってきているにもかかわらず、守旧派というレッテルを張られて、あいつは何も変えないのだというふうに言われるのは非常に心外です。しっかりと議論をして一つずつ押さえてきているから今があるわけで、ぜひそこは、当局も真面目に説明責任を果たすように取り組んでもらいたいということをお願いしておきます。

○企画調整部長 当局が説明責任を果たさなければいけないというのは、私も全くそのように思っております。

○高林修委員長 それでは、この新たな再編案の説明を受けての質疑は一旦閉じたいと思います。

最終案ではないとか、たたき台ということの質疑応答もありましたが、きょうの質疑、答弁を今後の議論の参考にしていきたいと思っていますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、波多野委員から発言を求められていますので、どうぞ。

○波多野亘委員 きょう新たな再編案ということで説明もいただきました。昨年12月に新たな再編案、これは先ほどたたき台というところから、現に今提案をしている案なのでというような表現もありましたけれども、そういう中で、私どもも提案を受けて、さまざま今検討しております。それは、先ほど来、太田委員も言われたように、決められない議会だとか、そういうような形ではないだろうし、少なからず10年間こういった議論が続いている中で、昨年、統一地方選挙も経て、議会のメンバーも決まった中で、しっかりとどういう形にしていくのかということは決めていきたいと思っています。

ただ、先ほど提案されたときにも、この特別委員会での議論の行方を見守って今回の案が提案されたというよりは、議論を進めていただきたいところの中でこれを出されたときには、大変唐突感もあって、それは市民の皆さんも感じているところです。そういう中で、きょうも新たな再編案についての質疑等、さまざまありましたけれども、これも含めて私は5月に——先ほど5月議会ぐらいに一定の結論をと言われましたけれども、私は無理だと思っています。スケジュール感の話もありましたけれども、この特別委員会の議論を通して市民理解も深めていかなければいけないということの中では、この特別委員会での協議事項等もしっかりと精査する中で、なるべく早い段階に結論は導きたいと思っていますが、5月はちょっと無理であろうと私どもは踏んでいます。

会派としては、再編の有無をできるだけ早く出したいですけれども、ずるずるとそれで引っ張るという形ではなく、どんなに遅くとも年内、早ければ早い形で持っていきたいと思っていますが、そういう中で、何を検討していったら再編の有無を出すことができるのかということも、次回の特別委員会の中で示させていただく中で、この議論を停滞させるのではなく、前に進めていきたいと思っています。2月なのかわかりませんが、次回のときにそういうことで、お尻はもう先ほど申し上げましたように、5月は少し無理であろうと。だけど、なるべく早い段階で、遅くとも絶対に年内ということの中で私どもも結論を出していきたいと思っていますので、委員長、一応御承知おきください。

○高林修委員長 はい。今、自由民主党浜松から、次回いつになるかわかりませんが、今後のスケジュール感も含めて、結論を導くためにどのような議論をしていったらいいかという案が示されるということです。今の自由民主党浜松の発言に対して、ほかの委員の方から何か質問があれば。

○松下正行委員 公明党としては大賛成で、ぜひとも次の段階で、収れんするための項目事項をしっ

かり固めて、やるたびやるたびそこを乗り越えていくというふうなやり方で、この委員会の皆さんも気持ちの一つになって議論をしていくということは大変素晴らしいことかなと思います。今までの議論が無駄だったということではないのですが、今までは今までの議論がしっかりあって、そういう結果になってしまったということもありますので、今期はそこをしっかりと——自由民主党浜松が遅くとも12月までということで発言していただいたので、これは特別委員会として各委員、会派の皆さんがそこを御理解いただき、一つ一つしっかり議論をして前へ進むように実行していったらいいのではないかと思います。

○酒井豊実委員 基本的に民主主義、民主的な議論というのは時間がかかるということだと思っています。これが基本です。それで、以前からの議論というのは、まさに浜松市議会が非常に慎重に民主的な議論を深め、広めてきた結果だというふうに思っていますし、その中で市民に対するアンケート、それから市民に、有権者に広く住民投票を行ったというものも、これも一つの重要な民主主義のプロセスだと、そんなように思っていますから、その一つ一つの結果については非常に重く受けとめながら、この特別委員会の中だけではなくて、さらに市民、各区の住民の皆さんの意見を的確に反映させていくような議論の展開を望みますし、私どもも会派としてもそのように努力をしていきたいと思っています。

○岩田邦泰委員 先ほど太田委員からも話があったと思いますけれども、やっぱり市民の理解を得るために、行政のほうからも説明を尽くしていくというお話かというふうに思っていますので、それをしっかりとやった上で、私も何回か市長に提言させていただいていましたけれど、提案内容なり何なりがしっかりと市民に伝わる方法で進めていくというのは賛成ですが、やっぱり日程がまたずれるといったことであれば、どういうプロセスを踏むのかなというのは、やっぱり明確にしていってほしいのかなと思います。そこを踏まえて、また2月に考えられればとは思いますが。結構ずれる期間があるというのは懸念事項ではあるかなとは思いますが、しっかりとやるのであれば、まずはそのプロセスを教えてくださいなと思います。

○関イチロー委員 スケジュール感というのは非常に大事だと思っていますが、ただその5月であるとか、年末であるとか、それから住民投票のときに日付を切ったという、これまたそこばかりに縛られるのもどうか。正直に言うと、唐突感という半面、私自身はこの委員会自体が、去年のある時期から空回りし始めていたというところはあると思っています。この案が出されたことによって前へ出たのだろう。これがきょうの委員会だけのことから言いますと、緒についたばかりでありますので、その辺のところはどこまで煮詰まっていく話なのか。それから、また市民の方へどういうふうにお伝えして、ここで行われている議論というのが十分に伝わって、その上で結論を出すというような、ある部分で言うと、我々だけでいいよねというようなところのものではない、その先の市民の方たちへのプラスアルファの時間というようなものも考える必要があるのだろうと思っています。ただ、なるべく無駄のない、密度の濃い議論をして、ある方向性が出るということに関しては、全く異論はありません。

○高林修委員長 先ほどいつ開かれるかわからないという言い方をしましたが、それでもある程度の期限を決めないといけないと思っています。もともと毎月1回は必ず開きますというふうに申し上げていますので、次回は2月に必ず開くようにいたしますので、ぜひとも各会派の皆さんで御検討を願いたいと思います。

それでは、以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

11:51